

## 答申第2号

「交通事故被害に係る駐車場監視カメラ映像のDVDに記録されている保有個人情報の非開示決定に係る審査請求に対する裁決」についての答申

### 栃木県個人情報保護審議会

#### 第1 審議会の結論

栃木県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、審査請求人の交通事故被害に係る「〇〇（株）の駐車場の監視カメラ映像を複製したDVD」（以下「本件DVD」という。）に記録されている保有個人情報について、非開示決定を行ったことは妥当である。

#### 第2 審査請求人の主張要旨

##### 1 審査請求の趣旨

審査請求人は、平成19年11月28日付けで、実施機関に対し、栃木県個人情報保護条例(平成13年栃木県条例第3号。以下「条例」という。)に基づき、「平成19年11月〇日午後1時に足利警察署で見た、平成19年9月〇日（午前7時頃から午後5時30分）に起きた交通事故被害の〇〇（株）〇〇市〇〇の駐車場の監視カメラのDVDと捜査資料、実況見分資料」に係る保有個人情報についての開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

実施機関は、本件開示請求に対して、平成19年12月6日付けで条例第19条第2項の規定に基づき、非開示決定（以下「本件処分」という。）を行ったため、審査請求人は、本件処分の取消しを求めるものである。

##### 2 審査請求の理由

審査請求人の審査請求書及び開示決定等理由説明書に対する意見書等における主張を要約すると、概ね次のとおりである。

ア 審査請求人は、平成19年9月〇日に、〇〇市〇〇の〇〇（株）の駐車場内において、当て逃げ交通事故の被害を受けたため、平成19年9月〇日に足利警察署に被害申告を行って、実況見分をしたが、加害者も判明せず、被害回復がなされていない。

イ 平成19年11月〇日に足利警察署内で被害を受けた日の駐車場内の監視カメラの映像を見て事故の有無を確認させられ、同署警察官に事故は無かったとされたが、わずか1時間も見せないで、しかも、もとのカメラの映像でなく複製のDVDの映像をもって、事故が無かったとしたことは、納得できない。

ウ その後、確認を求めたが、平成19年11月〇日に同署で保管していたにもかかわらず、今度は保管していないとしたことは、隠す行為であり、本件処分の取消しを求める。

エ DVDの映像内容と事故当日の実況が違っていたため、審査請求人は同署警察官

にそのことを告げたが、警察官は鑑識に確認を求めるとしたものの、その結果は後日になっても答えていない。そのことから、同署は、同DVDのねつ造の捜査を怠った。

オ 同署警察官は、審査請求人のDVDのねつ造の重要証言を確認したのだから、所有者に返却してしまったことは過失ある行為であり、同署警察官は審査請求人の求めに応じ捜査する必要性があった。

### 第3 諮問庁及び実施機関の主張要旨

栃木県公安委員会（以下「諮問庁」という。）の開示決定等理由説明書並びに諮問庁及び実施機関の意見聴取における主張を要約すると、概ね次のとおりである。

#### 1 審査請求の内容について

本件開示請求に係る保有個人情報について、実施機関は、本件DVD、交通事故被害捜査資料及び実況見分資料に記録されている保有個人情報と特定し、本件DVDは保有していないこと並びに交通事故被害捜査資料及び実況見分資料に記録されている個人情報は条例第53条第3項の規定により開示請求手続きの適用外となることから、いずれに対しても非開示決定を行った。

本件審査請求は、このうち本件DVDの開示請求に係るものである。

#### 2 非開示決定の理由

本件DVDは、次に示す経過のとおり、一時的に実施機関で保有していたものの、本件開示請求があった時点では、既に所有者に還付し、実施機関で保有していないものであるから、条例第19条第2項の規定に基づき非開示とした決定は妥当である。なお、ア及びウの経過については、所定の書面（任意提出書、領置調書及び還付請書）を作成し記録している。

ア 平成19年9月〇日に、審査請求人から当て逃げ物件交通事故の被害申告を受け、同交通事故の捜査のため、交通事故発生時間帯の事故現場駐車場を撮影した監視カメラの映像を複製した本件DVDの任意提出を受けて領置した。

イ 足利警察署では、被害者対策の必要性（被害者における当て逃げ物件交通事故の状況確認）を考慮し、被害者である審査請求人に対し、平成19年11月〇日に同署において、本件DVDの映像を放映し確認させた。

ウ 足利警察署が本件DVDの映像を確認した結果、審査請求人の申し立てる当て逃げ物件交通事故の発生事実は確認できなかったため、本件DVDは、道路交通法違反（事故不申告）被疑事件の証拠品としての領置の必要性がなくなったと判断し、平成19年11月〇日に所有者に返還した。

### 第4 審議会の判断理由

#### 1 判断に当たっての基本的な考え方

条例は、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、県の実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める権利を明らかにする

ことにより、県政の適正な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的に制定されたものであり、保有個人情報の開示請求については、原則開示の基本理念の下に解釈、運用されなければならない。

当審議会は、この基本的な考え方に立って本件諮問事案を調査審議し、県民等の保有個人情報の開示を求める権利が十分尊重されるよう条例を解釈し、以下のとおり判断するものである。

## 2 対象保有個人情報

実施機関は、本件処分において、本件DVD、交通事故被害捜査資料及び実況見分資料に記録されている保有個人情報と特定し、本件DVDは保有していないこと並びに交通事故被害捜査資料及び実況見分資料に記録されている個人情報は条例第53条第3項の規定により開示請求手続きの適用外となることから、いずれに対しても非開示決定を行った。

審査請求人は、本件処分の取消しを求めているが、審査請求の理由として平成19年11月〇日に足利警察署内で見たDVDについてしか言及しておらず、実施機関が本件DVDを保有していないとして非開示決定を行ったことに対して不服があるものと認められる。

従って、本件審査請求の対象となる保有個人情報は、本件DVDに記録されている保有個人情報である。

## 3 具体的な判断

### (1) 本件審査請求について

諮問庁及び実施機関は、本件DVDは、審査請求人が被害申告した当て逃げ物件交通事故の捜査のため、監視カメラの所有者から任意提出を受けていったん領置したが、後日、所有者に還付したものであって、本件開示請求があった時点では、本件DVDを保有していない旨、主張している。

これに対し、審査請求人は、平成19年11月〇日に足利警察署でDVDを保管していたにもかかわらず、その後確認したら保管していないとしたことは、隠す行為であるとして、本件処分の取消しを求めている。

このことから、実施機関が本件開示請求があった時点での本件DVDの保有の有無について検討する。

### (2) 本件DVDの保有の有無について

諮問庁及び実施機関は、本件DVDについて、所有者から任意提出を受けて証拠品として領置したものの、本件DVDの映像を確認した結果、当て逃げ物件交通事故の発生が確認できなかったことから、本件DVDを証拠品として領置する必要がないものと判断し、所有者に還付したものであると説明している。

これに対して、審査請求人は、審査請求人の立会いの下で行われた映像確認について、十分な確認をせずに事故が無かったとされたことについて納得できない等の主張をしているが、本件DVDの映像から当て逃げ物件交通事故の発生が確認できなかった点については、実施機関の説明と異なるものではない。

また、諮問庁及び実施機関は、本件DVDの任意提出から還付に至る経緯については、所定の書面（任意提出書、領置調書及び還付請書）を作成し記録していると述べており、これら所定の書面の存在については、当審議会でも確認している。

これらのことから、本件DVDを証拠品として領置する必要がないものと判断し、所有者に還付したとの実施機関の説明には、何ら不自然な点は認められない。

したがって、実施機関が、本件DVDに記録されている保有個人情報について、保有していないことを理由として非開示決定を行ったことは妥当であると認められる。

なお、審査請求人は、本件DVDがねつ造された疑いがある等の主張をしているが、これらの主張は前述の判断を左右するものではない。

#### 4 結論

以上のことから、当審議会は冒頭の「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

#### 5 審議会の処理経過

審議会の処理経過は、次のとおりである

年 月 日	処 理 内 容
平成20年1月24日	・ 諮問書を受理
平成20年2月8日 (第22回審査会)	・ 審議 (経過等説明)
平成20年2月21日	・ 諮問庁から開示決定等理由説明書を受理
平成20年3月3日 (第23回審議会)	・ 諮問庁及び実施機関の職員からの意見聴取
平成20年4月18日 (第24回審議会)	・ 審議
平成20年5月16日 (第25回審議会)	・ 審議
平成20年6月27日 (第26回審議会)	・ 審議

#### 栃木県個人情報保護審議会委員名簿

(五十音順)

氏 名	職 業	備 考
青 木 楊 子	医師	
太 田うるおう	弁護士	
島 田 好 正	宇都宮海星女子学院高等学校長	会長職務代理者
菅 谷 春 美	連合栃木女性委員会顧問	平成20年4月まで
横 島 章	宇都宮大学名誉教授	会 長